



Title	「実証的民間ADRの考察」私的ADRと「合意なき合意」の伏流
Author(s)	櫻井, 良生
Citation	大阪大学, 2015, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/51887
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

氏名 (櫻井 良生)

論文題名

「実証的民間ADRの考察」私的ADRと「合意なき合意」の伏流

論文内容の要旨

わが国に、裁判によらない紛争解決手段としての調停制度ができておおよそ100年になる。この間、社会のニーズに対応して、その都度、整備されてきた制度であるが、いずれも裁判所が関与するものである以上、当事者の互譲を基調とする話し合いとはいえ、法を基準とするものである。そのために、当事者によっては裁判同様、紛争が自らの思いと乖離したものとなって、仮に一定の決着を見たとしても心底納得と呼べない場合もある。

このようなことも勘案しながら、2004年に創られた「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」いわゆるADR法によって認証された民間ADR事業者においては、アメリカのADR機関で利用されている、対話を通じて解決を図る「対話型ADR」「自主交渉援助型ADR」と呼ばれる手法を軸として行われている調停は「当事者の、当事者による、当事者のためのADR」としての評価を得ている。しかしながら、これらの事業者は、法律を専門とするもの以外も含まれるものの、そのほとんどが弁護士会はじめ隣接法律職と呼ばれる団体が母体となっていること。

加えて、これら事業者においては、ADR法が要求する「弁護士とのアクセスの確保」が、必須となっていることは、アメリカを源流とする「対話型」「自主交渉援助型」を活用しながらもこれまでの裁判所での調停のように、最後には、法を基準としたいいわゆる「司法型」「評価型」から脱却していないのではないかと考えざるを得ない。

だとすれば、社会で日々、発芽している他人から見れば取るに足りない些細な紛争の種の多くが、既存の枠組みの中で解決し得うるものなのだろうか。

たとえば民事事件はもちろん刑事事件であっても、究極の贖罪は、経済的損失の補填すなわち金銭賠償しかない。たとえ、偶発的な生じた事故で家族を失った場合、刑罰が科せられるものの、最後は金銭で贖ってもらえないことを理解していても遺族にとってそれによって救われるものではない。残された遺族は、なぜ自分の大切な人がこの災厄にあわなければならなかったのかという疑問に対する名状しがたい感情に苦しみ続けている。「もっと自分たちの思い、悲しみを理解してほしい、伝えたい」という切なる思いは、自らの紛争に対する思いと共通するものといえるだろう。

そう考えるならば、現行のシステムと運用の間には大きな乖離が生じることになり、はたして民間ADR事業そのものがこのままの形でよいのか、同時にいくら話し合いの場を設定し、しかるべきスキルを具備した調停者が関与しても解決し得ない紛争もある。

単に対話を通して紛争当事者が、相互の利害や立場を理解したとしても、紛争当事者自身が持つ紛争に至るまでの感情や紛争によって生じた心の傷を見つけ出し、治癒するための対処については、充分ではない。

本稿は、このような問題意識をもって、これまでの調停スタイルを確認したうえで、現行のADRの枠外に位置する紛争もあるのではないかと、そして、真の紛争解決があるとすれば、当事者に寄り添うADR構造のひとつとしての「私的調停」もあるのではないかとということについて考察する

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (櫻井 良生)	
	(職) 氏 名
論文審査担当者	主 査 法学研究科 教授 福井 康太
	副 査 高等司法研究科 教授 藤本 利一
	副 査 法学研究科 教授 仁木 恒夫

論文審査の結果の要旨

1. 論文の要旨

櫻井良生氏の博士学位請求論文「『実証的民間ADRの考察』 私的ADRと『合意なき合意』の伏流」の要旨は大略以下の通りである。

日本において、裁判によらない紛争解決手段として、調停制度が設けられておよそ100年になる。この100年の間に、調停制度は社会のニーズに合わせて改良が重ねられてきた。しかしながら、そこでの紛争解決は、裁判所が関与する以上、当事者の互譲を基調とする話し合いによるとはいえ、「法を基準とする」解決とならざるを得なかった。調停制度が「法を基準とする」制度として整備されてきた結果、そこでの解決は、しばしば当事者自らの思いと乖離したものとなり、仮に一定の決着を見たとしても心底納得と呼べない場合が生じることとなった。

民事調停のこのような問題を乗り越えるべく、より当事者ニーズに適合的な紛争解決制度を創設することを目指して、2004年に「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」、いわゆるADR法が制定され、これによって認証民間ADR事業者が登場することとなった。認証民間ADRでは、アメリカのADR機関で利用されている、対話を通じて紛争解決を図る「対話型ADR」ないし「自主交渉援助型ADR」と呼ばれる手法を軸として行われている調停方式の導入が試みられた。この調停方式は、「当事者の、当事者による、当事者のためのADR」として評価を得ているが、しかし、認証ADR事業者は、法律を専門とするもの以外の団体が含まれるものの、そのほとんどが弁護士会はじめ隣接法律職と呼ばれる団体が母体となっている。しかも、これら事業者においては、ADR法によって「弁護士とのアクセスの確保」が必須となっている。この結果、民間ADR事業者は、アメリカを源流とする「対話型」「自主交渉援助型」の手法を活用しながらも、これまでの裁判所での民事調停のように、最後には、法を基準としたいわゆる「司法型」「評価型」の紛争解決しか行えなくなっている。要するに、民間ADR事業者は、その持ち味を十分に発揮できていない。

この点、社会で日々発生している、他人から見れば「なぜそのようなことに拘るのだ」と思われる紛争の多くは、既存の「法を基準とする」紛争解決枠組の中で解決し得るものではない。「法を基準とする」紛争解決枠組のもとでは、民事事件はもちろん、軽微な刑事事件も、その責任の取り方の基本は、経済的損失の補填であったり、罰金であったりする。例えば、偶発的に生じた事故で家族が失われた場合、加害者には刑罰が科せられることがあるものの、失われた家族の命の損失は金銭で贖われるにすぎない。残された遺族は、なぜ自分の大切な人がこのような災厄にあわなければならなかったのかという疑問で自らを責め、名状しがたい感情に苦しみ続けることになる。このような「もっと自分たちの思い、悲しみを理解してほしい、伝えたい」という切なる当事者の思いは、紛争解決のあり方に対しても向けられることになる。

このように考える場合、裁判はもとより、民事調停、そして現行の民間ADR事業者のもとでも、紛争当事者の求める紛争解決が与えられていると言えるかどうかについては疑問がある。現在の紛争解決枠組のもとでは、当事者の求める紛争解決と提供される解決との間には大きな乖離がある。この乖離を埋めるためにADR法は民間ADR事業を登場させたが、はたしてそれが期待される役割を果たしていると言えるのか。民間ADR事業はこのようなものでよいのか。

もちろん、いくら話し合いの場を設定し、しかるべきスキルを具備した調停者が関与しても解決し得ない紛争はある。当事者の立場や思いが複雑に絡み合っ、歩み寄りが一切できないような紛争はしばしば見られる。とはいえ、当事者が「文書による合意」に至ることはなくとも、それぞれが心の中で納得して紛争から撤退するというような解

決もありうる。そのような「当事者の納得」を拾い上げていくような紛争解決は、かなり多くの場合において可能なのではないか。当事者の「もっと自分たちの思い、悲しみを理解してほしい、伝えたい」という切なる思いに対するケアを施していけば、「文書の合意」などなくても紛争が解消するということはある。そして、そのような解決を可能にするスキルというものもあると考えられる。

櫻井氏は、本稿において、このような問題意識をもって、そもそも「紛争解決」とはどのようなことを言うのか、「法を基準とする」紛争解決枠組では捉えられない紛争の解決があるのではないかと問いを立て、この問いに答えようと試みている。第1章で、日本のADRの基本的なあり方を問い、また、第2章で、民間型ADRの現状を検討することを通じて、「法を基準とする」調停スタイルの問題性を明らかにする。第3章で、そもそも「紛争解決」とはどのようなことを言うのか検討し、第4章と第5章で、櫻井氏がその人生において地域でボランティア的に関わってきた8つの「紛争」事例を手がかりとして、自らの立てた問いに答えようと試みる。それらの事例に挙げられている「紛争」は、あるものは取るに足らないものであり、あるものは責任を問うということに馴染まないものであり、あるものは「不可解」なものであり、あるものは当事者の「思い込み」によるものであり、あるものは当事者の「不信感に」基づくものである。そのような紛争の「核」は「法を基準とする」調停スタイルでは拾い上げることのできないものである。また、それらの紛争は、「文書による合意」とはほど遠い終わり方をしている。櫻井氏は、このような「紛争」が現行の司法制度に準拠する紛争解決枠組の枠外に位置することを明らかにした上で、そのような紛争の解決は当事者それぞれの「納得」によってしかなし得ないこと、そのために求められるスキルは「法を基準とする」調停手順とは異なり、むしろそのような調停手順は解決を阻害することすらありうること、当事者の「納得」は当事者に寄り添い、ひたすら話を聞き、気づきを促すことによってしか実現できないこと、などを明らかにしている。このような検討に基づいて、第6章では司法の限界について論じ、「むすびにかえて」でいくつかの政策提言を行っている。

2. 評価

本論文は、櫻井氏の人生経験、議員秘書、市議会議員、行政書士、とりわけ兵庫県行政書士会「行政書士ADRセンター兵庫」の設立に関わってきた経験を通じて形成されてきた知見を存分に用い、現在の民間ADR事業のあり方を痛烈に批判する好論文である。櫻井氏が論文中で取りあげている8つの事例は民事調停での取り扱いに馴染まないばかりか、「法による」紛争解決を基本とする現行民間ADR事業者でも扱いかねる事例ばかりである。これらの事例分析は仲裁ADR法学会や日本法社会学会における議論に一石を投じるものと評価することができる。さらに、この論文の議論は現行の民間ADR事業とは異なるADRのあり方を提示するものであり、ADR制度改革の方向に一つの重要な示唆を与えるものである。本論文は、論理的な詰めが甘いところが散見されるものの、その内容には十分な独自性があり、学会での議論に十分に耐えうるものである。当論文審査担当者は、本論文は博士論文に求められる水準を超えていると考える。また、本論文に剽窃がない旨、確認した。

以上のような点に鑑み、本論文は本学の博士論文に相応しいものであり、全員一致で櫻井良生氏に対して博士（法学）の学位を与えるべきという結論に至った。